

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	株式会社トーエネック
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	名古屋市中区栄1-20-31
工場等の名称	株式会社トーエネック 本店別館ビル
工場等の所在地	名古屋市港区千年3-1-32
業種	建設業
業務部門における 建築物の主たる用途	事務所
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)
事業の概要	総合設備業
計画期間	令和3年4月1日 ~ 令和6年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和3年8月31日 ~ 令和6年3月31日		
公表方法		掲示 閲覧	(場所)
	○	ホーム ページ	(HPアドレス) https://www.toenec.co.jp/
		冊子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	052-219-1904		

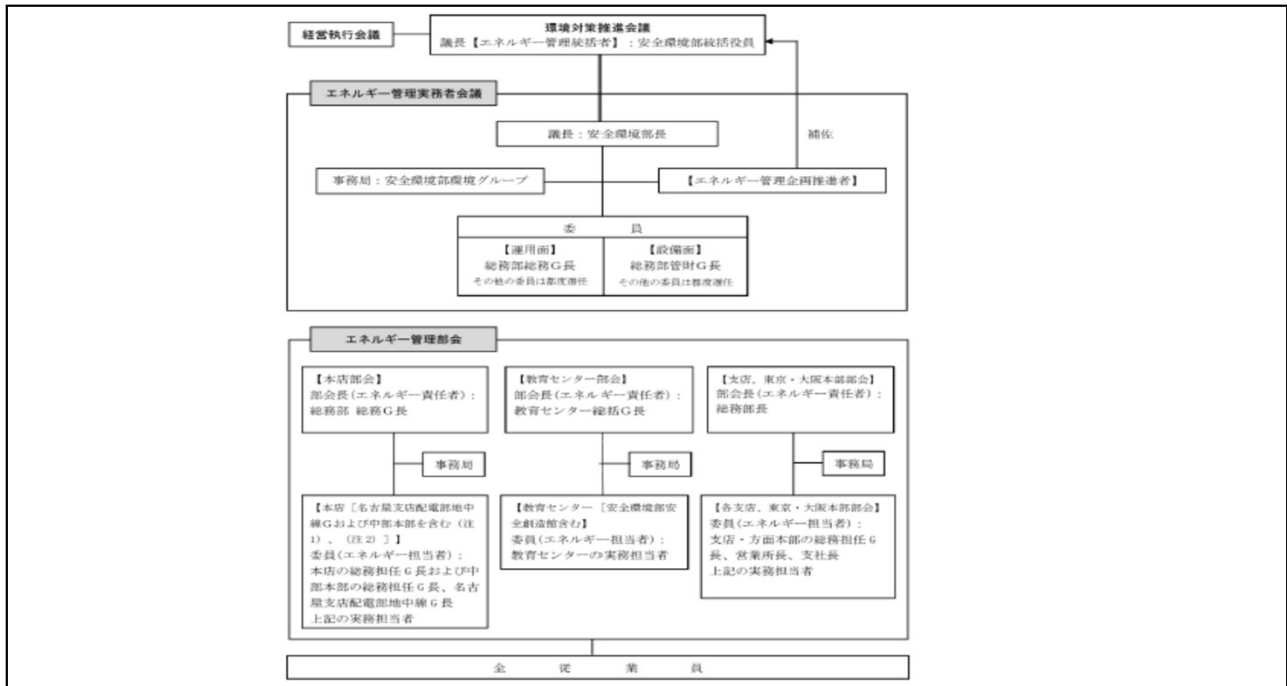
3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

当社は、経営理念を基本として「トーエネックグループ環境基本方針」を定めています。また、中部電力グループの一員として「中部電力グループ環境基本方針」を受け、事業活動にともなって発生する環境負荷の低減だけでなく、製品・サービスといった当社の本業から、環境負荷低減に貢献していくことを目標として取り組んでいます。当社および当社グループ会社は、電気・空調管・情報通信を主体とする総合設備業として、事業を通じ21世紀にふさわしい地球環境の保全に努めると共に、社員一人ひとりが自らを律して行動し社会の発展に貢献します。

1. 低炭素社会の実現を目指します
 - ・地球温暖化防止（CO₂の削減策）を推進します
 - ・環境負荷ソリューション事業を推進します
2. 自然との共生に努めます
 - ・環境汚染予防を通じて環境リスクを低減します
3. 循環型社会の実現を目指します
 - ・循環型社会を目指し、事業系一般廃棄物および産業廃棄物を削減します
 - ・3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進します
4. 地域や世界との連携を強化します
 - ・環境教育を通じて環境に貢献できる人材育成を行います
 - ・地域貢献活動等を推進します
 - ・各種団体との連携を推進します

(2) 地球温暖化対策の推進体制



4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和2年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		1,682	t-CO ₂
①を 除く （温 室効 果ガ ス換 算） 排出 量	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		1,682

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項目	基準年度 令和2年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和5年度 目標削減率	
	温室効果ガス 総排出量		t-CO ₂		t-CO ₂	

項目	基準年度 令和2年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和5年度 目標削減率	
	原単位あたりの 排出量	0.08294	t-CO ₂ / m ²	0.08294	t-CO ₂ / m ²	0.0

(2) 目標設定の考え方

節電対策（照明器具のLED改修を含む）や車両燃費節減策活動に加え、省エネ効果の高い給湯設備の継続利用により、温室効果ガス排出量の抑制に取り組んできた。
しかし令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓の開放により換気をしながら冷暖房稼働させていたことから、電力の消費量が増加した。現在も収束の見通しが立っていないことから、今後も同様の感染防止対策が必要であり、削減は難しいと考える。よって令和2年度の実績を維持することとした。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

指針第1号様式

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源行動の実施（冷暖房・照明・OA機器）	エネルギー管理標準「エネルギー管理マニュアル」の運用 ①室内温度設定 夏季28℃、冬季20℃ ②空調運転開始時間の徹底 ③未使用箇所および昼休みの消灯 ④パソコン未使用時の電源オフ	省エネルギー・省資源行動の維持
自動車等輸送に関する対策	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブの徹底 ・車両燃費実績の把握 	車両燃料節減策活動の維持
廃棄物の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙の効率化（裏紙利用）を図る ・資源ごみの分別回収 	一般廃棄物の分別活動の維持

指針第1号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--